

## [ 事案 21-51 ] 災害死亡保険金請求

- ・平成 21 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 2 日 裁定打切り

### < 事案の概要 >

被保険者が浴槽内で死亡したのは事故によるものであるとして、災害死亡保険金の支払いを求め、申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

夫(当時 60 代後半)は、平成 19 年 4 月に自宅風呂場の浴槽の中で死亡した。死亡保険金を請求したところ、保険会社は普通死亡保険金を支払ったが、不慮の事故とは認められないとして、災害死亡保険金を支払わない。下記理由により、夫の死は事故であり納得出来ないので、災害死亡保険金を支払って欲しい。

死亡当時、夫は普通の生活を過ごし健康であった。夫は、風呂の中で寝込む癖があり、亡くなった時も風呂の中で寝込んでしまったものと思われる。

死亡時に死体検案に当たった医師は、死因について「溺死以外何も分からない」と言っていたが、同医師は死亡保険金請求時点で退職しており、保険会社はその医師より直接状況を確認していない。保険会社の結論は全て想像で、作り上げられたもので、何の裏付けもない。

同じ診断書で、損害保険会社等からは災害死亡保険金が支払われている。

### < 保険会社の主張 >

被保険者の死亡は、下記の理由により、入浴中に内的要因による意識消失発作が生じたことが、直接の原因であり、約款に定める「不慮の事故」に該当しないので、申立人の災害死亡保険金支払請求には、応ずることは出来ない。

- (1) 発見直後に搬送された医療機関の医師発行の確認書によれば、「外傷は特になし」「入浴中に虚血性心疾患の発作が出現した可能性が高いと考えられるが、病理解剖を行っておらず確定までには至らない。」「既往症と死因との関連性については高いと考えられる」との見解を得ている。
- (2) 被保険者は、糖尿病、高血圧症、高脂血症、心筋梗塞の既往症を有しており、死亡直前まで肺結核により入院していた。
- (3) 自宅の浴槽で入浴中に寝入り、思わず湯水に没した場合であっても、上体を上げれば容易にその状態を脱することも可能であるにもかかわらず溺死したのは、内的要因により意識消失発作により危険回避行動をとることが出来なかったと推定される。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面に基づき、被保険者の浴槽内での死亡の原因が、虚血性心疾患の発作が出現したこと等の被保険者の内的な要因に基づくものであったのか、申立人が主張するように被保険者が入浴中に浴槽の中で寝込んでしまったための溺死であるかについて検討したが、提出された資料からは、事実を認定することが出来ず、これらを判断するためには、より詳細に現場の状況および当時の被保険者の治療歴等を調査し、これらを医学的な観点から検討することが必要であった。

しかし、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、証人を尋問する権限や第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に鑑定を囑託する手続きも存在しないことから、本件は当審査会において審理するよりも、裁判手続きにおいて解決することが妥当と思料し、生

命保険相談所規程第 38 条 1 項 ( 4 ) により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることにした。